

意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び
環境美化に関する規則の改正（案）
について

意見募集期間

2026 年 10 月 1 日～11 月 2 日

問い合わせ先

環境局事業系廃棄物対策課

078-595-6110

1 意見募集期間

2026 年 10 月 1 日（木）～11 月 2 日（月）

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法等によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒651-0086（宛先住所記入不要）

神戸市環境局事業系廃棄物対策課 意見募集あて

(2) ファクシミリによる提出

(078)595-6250 神戸市環境局事業系廃棄物対策課 意見募集あて

(3) 電子メールによる提出

アドレス: gs_jigyokei@city.kobe.lg.jp

件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

神戸市環境局事業系廃棄物対策課

神戸市中央区磯上通 7 丁目 1-5 三宮プラザ EAST2F

平日 8 時 45 分～12 時 00 分、13 時 00 分～17 時 30 分までの間

(5) 神戸市ホームページ(意見募集)上の意見送信フォームによる提出

3 注意事項

(1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。

(2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名）を記載してください。

(3) 提出される書式には、「神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する規則の改正」に対してのご意見であることを明記してください。

(4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(5) いただいたご意見に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて 2026 年 12 月頃（予定）に掲載いたします。

ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室（市役所 1 号館 18 階）で
ご覧いただくことができます。

4 個人情報の取扱いについて

- （1）ご提出いただきましたご意見、ご提案は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第10条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- （2）個人情報等の取り扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- （3）ご意見、ご提案、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律等に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- （4）ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する規則の改正

改正の目的

神戸市では、近年の地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題や、少子高齢化などの社会経済情勢の変化を踏まえ、2026年3月に、健全で快適な環境の確保に関する基本計画である「神戸市環境マスタープラン」を改定するとともに、循環型社会の実現に向けて、市内で発生する一般廃棄物の減量・資源化、適正処理に向けた施策を定めた「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

特に、事業系ごみのうち「可燃ごみ」に含まれている資源化可能な紙類については、排出ルールを見直すことで、資源循環を促進することとしており、市の廃棄物処理施設の受入基準等を定める神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する規則（平成5年3月規則第113号。以下「規則」という。）の必要な改正を行うものです。

規則改正案の概要

事業系ごみの減量・資源化を推進するため、神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成5年3月条例第57号）第21条第2項に基づき規則第23条第2項及び別表に規定している市の廃棄物処理施設における事業系一般廃棄物を受け入れる際の基準（受入基準）を以下のとおり改正します。

- ・資源化できる紙類の搬入禁止

資源化できる紙類については、焼却処理を行う廃棄物処理施設への搬入を禁止します。

施行予定日

令和9年10月1日